

久喜市地域防災計画（抜粋）

震災対策編 第2章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 配備体制と動員計画【各部共通】

1 配備体制

本市における震災対策にかかる体制の配備区分及び配備基準は、次のとおりである。

■体制の配備区分、配備基準及び活動内容（震災対策）

配備区分		配備基準	活動内容
警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制)		<ul style="list-style-type: none"> 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき その他、市長が必要と認めたとき 	地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき その他、市長が必要と認めたとき 	地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき その他、市長が必要と認めたとき 	激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制

第9節 救急救助・医療救護

第3 医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】

1 救急医療活動

(4) 災害医療本部

「医療・救護班」は、医療救護活動の全体調整及び救急医薬品の調達・確保、人員確保を行う災害医療本部を組織する。

(5) 医療機関への協力要請

「医療・救護班」は、集団災害が発生した場合、地元医師会と緊密な連絡を図り、救急処置が速やかに行われるように努めるとともに、負傷者が多数で医療機関へ収容することができない場合は、学校及びコミュニティセンター等の施設に収容し、地元医師会に医師等の派遣を要請する。さらに、必要に応じて埼玉県知事に対し救護班の派遣を要請する。

(6) 医療・助産活動

「医療・救護班」は、医療救護チームを編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により地元医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療・助産活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしても十分でないとき認められたときは、埼玉

県（保健医療部長）及びその他の関係機関に協力を要請する。

（7）救護班の編成

救護班の編成は、次を基本とする。

- ・医師 1人
- ・看護師又は助産師 2～4人
- ・事務員 1人
- ・運転手 1人

（8）医療の範囲及び方法

①範囲

- ・診察（トリアージ）
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置・手術その他の治療及び施術
- ・病院又は診療所等への収容
- ・看護

②方法

負傷者等の応急的処理については、「医療・救護班」が行うが、重症等により専門の治療の必要があるときは、病院又は診療所等へ移送し、処置する。

（11）救護所の設置

災害による傷病者の救護所は、必要に応じ学校、コミュニティセンター等の避難所をもって救護所に充てるものとする。

3 医療マンパワーの確保

（1）医療マンパワーの活動調整

「医療・救護班」は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整を医師会と協力して行う。

「医療・救護班」は、市内の被災状況に基づき、医療マンパワーの配置等を検討し、指示する。

（2）医療ボランティア

「医療・救護班」は、埼玉県を通じ、埼玉県医師会等に派遣を要請する。

「医療・救護班」は、医療ボランティア等と協力し、救護所等での医療活動を行い、医師会救護班、医療機関等との連携を図り、被災者の救護を行う。

4 医薬品の調達、供給

「医療・救護班」は、医薬品卸業者・薬局等との連携を図り、救護所で使用する医薬品を確保する。また、調達に関して医薬品取扱い業者との協定を推進する。

「医療・救護班」は、医薬品に不足が生じる場合、埼玉県へ供給の救援を要請する。